

2015年5月11日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 早瀬 隆司

フィリピン国 ビジネス中心地区マストランジット建設事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポートに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時 2015年4月20日(金)14:01~16:57
- ・場所: JICA 本部(111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員: 石田委員、清水谷委員、谷本委員、長谷川委員、早瀬委員、松本委員
- ・議題: フィリピン国ビジネス中心地区マストランジット建設事業ドラフトファイナルレポート(DFR)に対する助言案作成
- ・配布資料:
 - 1)フィリピン国ビジネス中心地区マストランジット建設事業事前配布資料
 - 2) 補足資料
- ・適用ガイドライン: 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第58回委員会)

- ・日時: 2015年5月8日(金) 14:31~18:25
- ・場所: JICA 本部(会議室: 1 階 113 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 評価項目として「気候変動への貢献」が挙げられ評価が行われているが、その評価方法を FR に記載すること。
2. マニラの交通インフラ開発の一般的な課題として、新たな交通システムが更なる需要を喚起するため、結果的に渋滞、騒音、大気汚染などの解決を企図した問題が当初の予測ほど改善しない点が挙げられる。そのような観点から過去のマニラの交通インフラ開発を検証し、今後に向けた教訓と対応策を検討すること。

代替案の検討

3. 代替案の検討において、選択の合理的かつ透明なプロセスの保証がなされるように、以下の考慮事項を含めて再検討し、その検討プロセスと結果を FR に記載すること。
 - 選択基準の重みづけの方針と根拠(重みづけが一律の場合は、その理由)
 - スケールの統一
 - 「・・・の有無」の評価においては、スケールごとの基準の明確化
 - 経済的側面においては費用対効果の観点からの比較
 - 経済的側面における選択基準の数値の見直し(理由:移転後の経済的側面には正負の影響があることが調査結果から明らかとなっているため)
 - 「A 政策全体」、「E プロジェクトの実施と管理能力」においては、計画段階の整合性と実施段階の実施状況及び能力という部分で、一連性が見られるため、評価側面(大項目)としての統合の検討及び評価項目(小項目)の重複性の回避の検討
 - 絞り込み手法としての多段階的手法導入の検討
4. プロジェクト5の3つの代替オプションを選定した理由とともに、オプション1が望ましいと判断する際、オプション1・2のマイナス要因である店舗移転とゼロ・オプションのマイナス要因である大気汚染をどのように比較考量したのか、FR に記載すること。

スコーピング・マトリックス

5. 大量の店舗の移転があるので、「住民移転は発生しない」との表記は避けること。
6. 店舗を構えていない売り子の実態と、配慮の必要性・具体策について、可能な限り FR に記述すること。

社会配慮

7. スコーピング及び影響評価の調査結果にジープニー、トライシクル営業者の生計に及ぼす影響について記述すること。
8. 用地取得・住民移転方針において、移転を必要とする人への補償が限定されないようにすること。
9. DFR と RAP の貧困層のデータを統一すること。
10. 移転前後の賃料の差額を補填する期間を FR に記載すること。
11. 露天商の収入損失に対する補償内容と受給権利者について、整理し直して FR に記述すること。
12. 仮移転及び再移転後の露天商の生計変化をモニタリングし、必要な場合は、移転後 1 年以内であっても支援策を実施する旨 FR に記述すること。

ステークホルダー協議・情報公開

13. 住民移転を含めたモニタリングの結果を個人情報に留意しながら可能な範囲で現地で公開するようフィリピン政府に働きかけること。
14. 被影響者の学歴等を考慮し、移転計画を公用語であるフィリピン語でも作成するよう働きかけること。
15. PAPs の 55.7% が移転に前向きでないと書かれている。一方、補償方針や移転先を提示した第 3 回説明会には PAPs の 10% 以下しか参加していない。以上の状況から、PAPs への合意形成を慎重に行うこと。
16. 仮移転地の候補にほぼ合意している主体を FR に明記すること。

その他

17. フィリピン国制度あるいは JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく複数の影響予測評価表が混在することから、相互の関係性や整合性を分かりやすく整理・記述すること。
18. 社会環境項目も含め、供用後のモニタリング期間についても FR で言及すること。
19. 供用後の維持管理体制については、類似事例を参考に課題と対策を FR に記載すること。
20. 経済評価において、JICA 環境社会配慮ガイドラインにある「環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価」(p.18) あるいは「環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す」(p23) といった原則にはどの程度対応したかについて FR に記載すること。

以上